

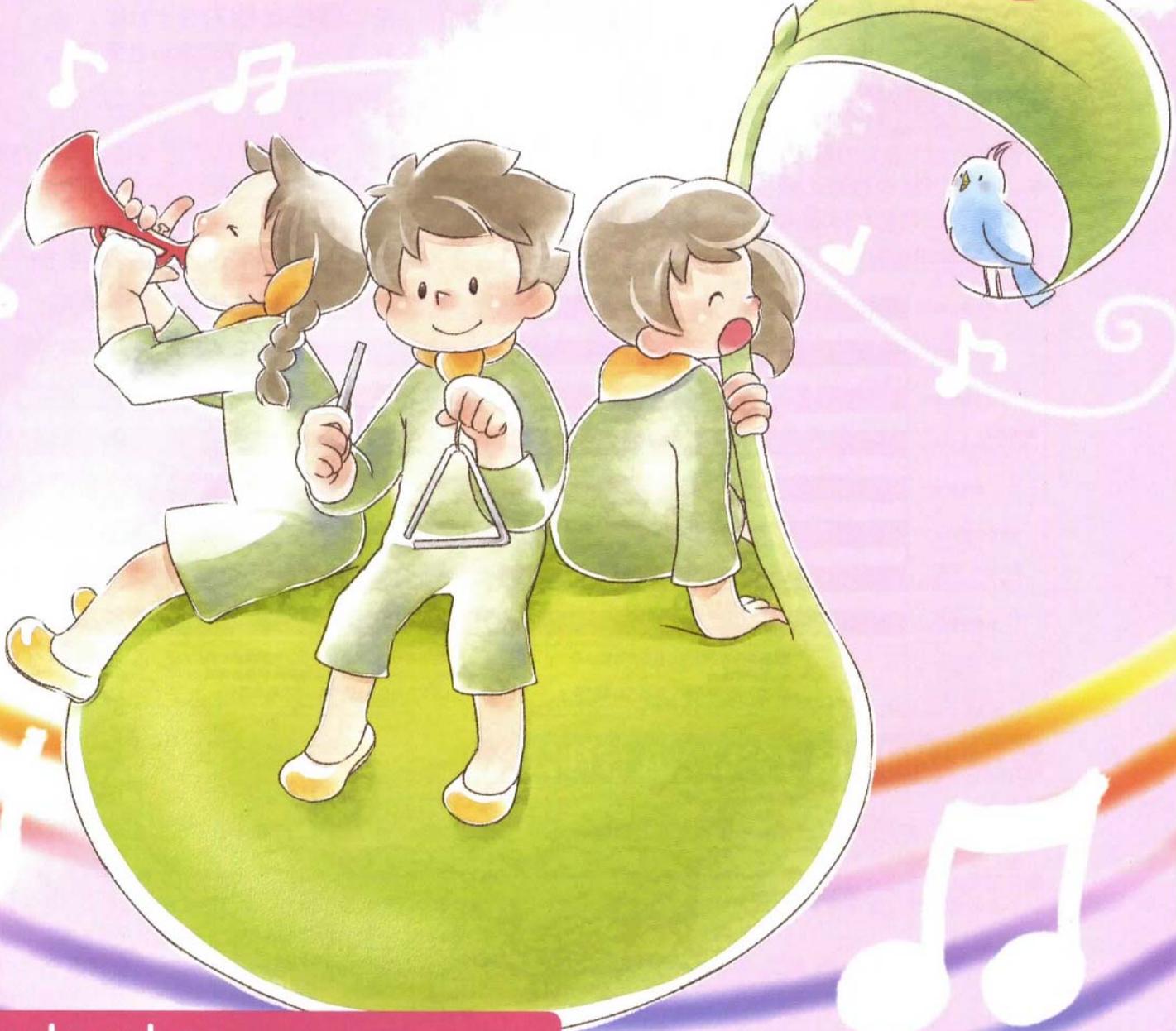


宮崎県人権啓発シンボルマーク

vol.6 平成21年3月号

お互いの「人権」を認め合い、大切に作る心を育てていくために。

じんけんの風



Contents.

- 1 イシキは変わった?男女共同参画
- 2 高齢者虐待防止の推進について
- 3 えせ同和行為を排除しましょう
- 4 関係機関・グループの紹介 NPO法人ドロップインセンター
- 5 平成20年度人権啓発ネットワーク推進事業
- 7 私たちの暮らしと人権
- 8 研修用ビデオ貸出ベスト5・わたしたちの人権講座
- 9 TO YOUR HEART

宮崎県
人権啓発センター
だより

vol.6

イシキは変わった？男女共同参画

男女共同参画社会基本法ができたのは1999年(平成11年)。今年が10年目にあたります。

これまでの取組で女性の様々な分野への参画が進むなど、一定の成果がありました。が、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や思いこみは、まだまだ社会に根強く残っています。

男女共同参画社会ってなに？

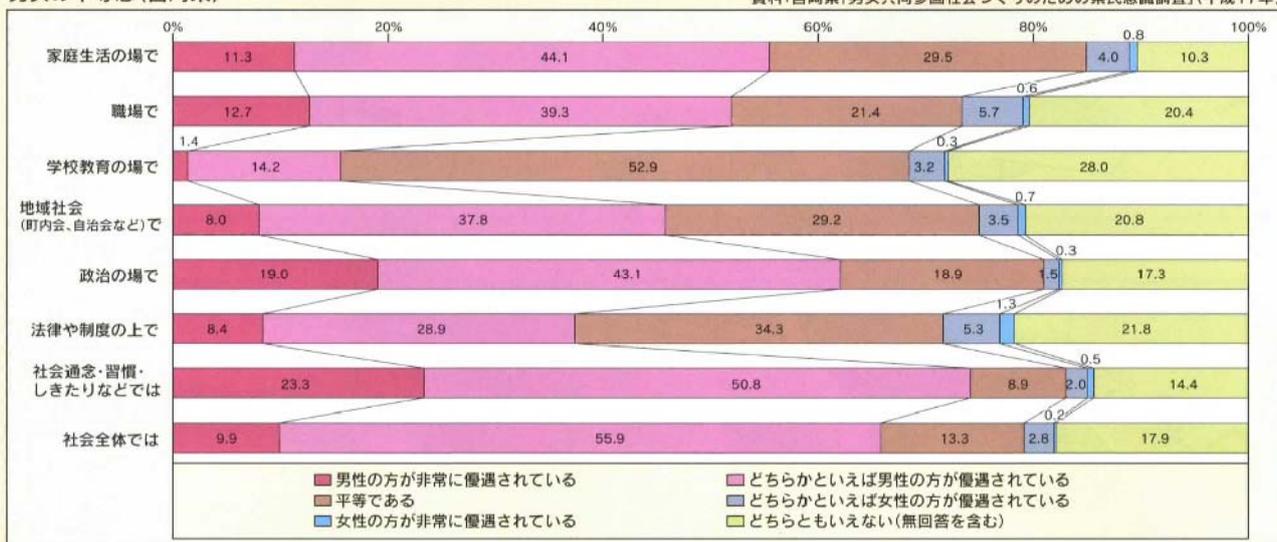
男女が互いに人権を尊重し性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

あなたはどう感じます？

憲法には「個人の尊重」「法の下での平等」がうたわれていますが、平成17年の県民意識調査の結果をみると、「学校教育の場」以外の場面では男性が優遇されていると感じる割合が高く、真の男女平等が実現されたとは言えない現状があります。

男女の平等感(宮崎県)

資料:宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)



男女共同参画社会はどんな社会？

家庭では…

- 炊事、洗濯、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担します。
- 子どもの自主性と個性を大切にしながら、子どもの多様な生き方を認めています。

職場では…

- 募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆるステージで、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。

学校では…

- 自主的に学び、考え、行動する子どもを育てる教育が行われています。
- 育児や介護、ボランティア活動などの体験学習を通して、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。

地域社会では…

- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりにとらわれず、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 地域の意思決定の場へ、男女が共に参画し、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

男女共同参画で豊かな地域づくりを！

すべての人がそれぞれの個性や能力を発揮できる社会を築いていくためには、「男だから、女だから」といったような性別にとらわれず、お互いを社会の対等な構成員として認め合い、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面で、喜びも責任も分かち合う意識を持つことが大切です。そうすれば、わたしたちの生活はより豊かで実り多いものになるはず。



お問い合わせ先 宮崎県県民政策部 生活・協働・男女参画課 電話(0985)26-7040

高齢者虐待防止の推進について

高齢者虐待はどのようなことをいうのでしょうか？

高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪う行為をさします。

主に家庭内で発生する事例が多く、潜在化しやすいと言われており、夫・妻、息子・娘など介護負担が重い家族介護者が虐待者になるケースが多いとされています。また、介護者が虐待の自覚がないまま虐待を行っていることがあります。

高齢者虐待は、高齢者の心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うため、早期発見、早期対応が不可欠です。

高齢者虐待の種類は？

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）では、高齢者虐待を養護者によるもの、養介護施設従事者等によるものとして、以下の5つの分類を定義しています。

①身体的虐待

・平手打ちをする、つねる、蹴る、殴る、やけど・打撲をさせる など

②介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

・食事の世話をしない、入浴させない、介護、医療のサービスを受けさせない など

③心理的虐待

・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子供のように扱う、意図的に無視する など

④性的虐待

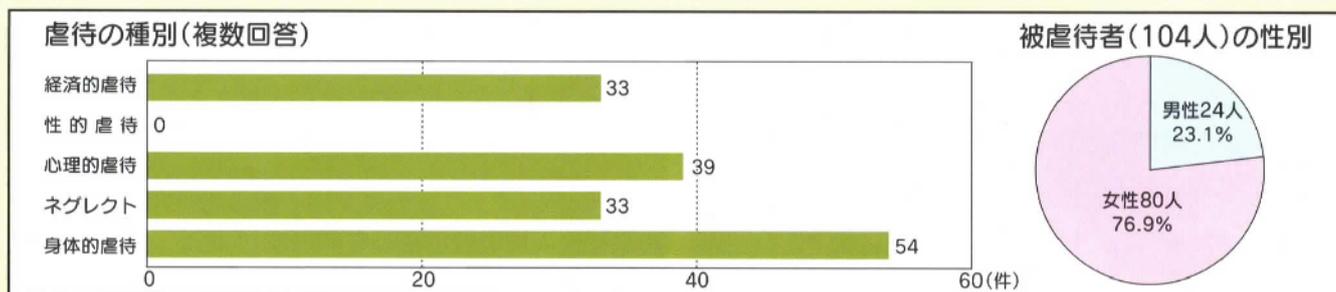
・キス、性器への接触、性行為を強要する など

⑤経済的虐待

・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の年金や預金を無断で使用する など

本県の高齢者虐待の現状は？

本県では平成19年度に市町村に寄せられた相談・通報件数が合わせて177件となっており、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例が104件（被虐待者104名）に上っています。



高齢者虐待を発見したら？

高齢者虐待が行われていることに気づいたり、「これは高齢者虐待では」と悩むようなときは、お住まいの市町村の高齢者虐待防止に関する窓口にご連絡ください。

高齢者虐待を防ぐには、介護を必要とする方を抱える家族や高齢者をやさしく見守り、声をかけるなど地域の支え合い・助け合いが大切です。みなさんの協力が必要です！

えせ同和行為を排除しましょう

えせ同和行為とは、同和問題を口実として行われる
不当な要求や不法な行為などです。

今日みられるえせ同和行為の多くは、「同和問題について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」など、あたかも同和問題に関する差別解消運動の一環であるかのようにみせかけて、高額な図書等の購入を高圧的に迫ったり、寄付金や協力金等を一方的に要求するものです。

このため、えせ同和行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちに対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっており、これまで行われてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

同和問題の解決のためには、このようなえせ同和行為の横行を断固排除する必要があり、その手口や内容などを知った上で、き然とした態度で対処することが重要です。

「えせ同和行為に関するアンケート調査」結果

県では、えせ同和行為の実態を把握するため、平成21年1月、県内の3,000事業所を対象にアンケート調査を実施しました。（調査対象期間：平成20年1月～12月、回答事業所数 986事業所 回答率：32.9%）

(1)「同和問題を口実に不当、不法な要求を受けたことがある」と回答した事業所数等
●事業所数 143事業所(被害率14.5%)
●要求件数 308件(1事業所平均2.2件)

(2)要求の種類
①図書等物品購入の強要 74.0%
②寄付金・賛助金・協力金の強要 13.0%
③機関誌等への広告掲載等要求 4.5%

(3)要求の手口
①同和問題を知っているかと脅す 29.2%
②執拗に電話をかけてくる 27.9%
③大声で威嚇する 12.4%

(4)要求の口実
①同和問題の知識(認識・研修)不足 33.9%
②単なる言いがかり、無理難題 21.4%
③口実は特になかった 20.2%

(5)要求に応じた事業所数等
●事業所数 15事業所(応諾率10.5%)
●応諾件数 19件(1事業所平均1.3件)

(6)要求に応じなかったときの相手の反応
①引き下がった 71.2%
②要求等の内容や態様を変えてきた 7.9%
③迷惑電話などのいやがらせ行為を続けた 2.9%

※相手からの不当な要求に対しては、き然とした態度で断ることが大切です。

そうすれば、「相手が引き下がり、その後は何もしてこなかった」という意見が多く寄せられています。

■様々な人権問題に関心を持ちましょう

県のアンケートでは、定期的に入権問題の職場研修を実施している事業所は、「えせ同和行為」にき然として対処しており、不当な要求に対し応諾した事業所は、ゼロとなっています。

えせ同和行為を排除するためにも、同和問題をはじめとした、各種の人権問題に日頃から関心を持ち、正しい理解を持つように努めましょう。

※県では、えせ同和行為の対応マニュアル(対応に当たっての心得等)を配付しています。
必要な方は、県庁人権同和対策課(電話(0985)26-7067)までご連絡ください。
また、県庁ホームページからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/chiiki/dowa/ese>

NPO法人ドロップインセンター

ドロップインセンターは親子を中心とした交流のための「ひろば」を提供することにより、人と人がつながり、子どもと大人が共に育ち支えあう地域づくりを進めることを目的とする団体です。

①こどもらんど ②旭町児童館、佐土原地域子育て支援センター

③権現子育て支援室を運営し、「リフレッシュ・支えあい・学ぶ・遊びと体験」を四本柱にイベントや講座を実施するほか、子育てに関する相談なども行っています。

親向けの参加型の講座「Nobody's Perfect(初めから完璧な親なんていないという意味)」や、子育て支援者のためのコミュニケーション上達講座など、子育て中の保護者や子育て支援者を対象とした講習や研修を県内各地で多数実施しています。

また、子育て情報誌『るり色のどろだんご』の発行など子育てに関する情報の提供を行っています。

その他、人権、特に子どもの人権を守ることを最終的な目的として研修や相談などの各種の活動を行っています。

(活動の事例)

- ・子育て相談電話「ママパパライン」 電話：0120-920-807
- ・読み聞かせ、各種手作り講座、親子ふれあい遊び教室 など



「こどもらんど」での活動の様子

NPO法人ドロップインセンター

住所：〒880-0803 宮崎市旭2丁目1番5号 総研ビル2F

電話/FAX番号：(0985) 60-7690

各施設のご案内

こどもらんど (宮崎市橘通東4-8-1 カリーノ宮崎8F (0985)83-2560)

旭町児童館、佐土原地域子育て支援センター

(宮崎市佐土原町下田島20304-1 (0985)73-0024)

権現子育て支援室

(宮崎市江平東1-6-43 市営住宅権現団地内 (0985)29-0980)

ホームページアドレス：<http://www.drop-in.or.jp/> ※詳しくは、ホームページをご覧ください。

平成20年度人権啓発ネットワーク推進事業

宮崎県では、「人権啓発ネットワーク推進事業（旧：人権教育・啓発に関する民間団体ノウハウ活用事業）」を実施し、企画事業を募集しました。

この事業は、民間団体や県民の皆さんが主役となり、人権啓発活動や人権啓発に関するネットワークの形成などに主体的・自主的に取り組んでいただくことを期待するものです。

今年度は、8件の応募があり、審査の結果、5件を宮崎県から実施を委託する企画事業として選定しました。実施していただいた企画事業を紹介します。

◇実施した団体名

宮崎大学教育文化学部附属教育実践総合センター教育実践教育研究部門

◇実施した企画事業

○名称

司法を視点とした連続学習会の開催を軸とした子どもの人権啓発ネットワークの構築

○おもな内容・期日

司法を視点とした子どもの人権に関する学習会の開催

- ・教師の体罰から子どもの人権侵害を考える（平成21年1月28日（水））

講師 松田幸子氏（弁護士）

- ・子ども虐待と司法（平成20年12月20日（土））

講師 甲斐英幸氏（NPO法人子ども虐待防止宮崎の会・会長）

- ・サイバー犯罪と子どもの人権（平成20年10月30日（木））

講師 竹内 元氏（宮崎大学大学院教育学研究科准教授）

- ・絵本から子どもの人権を考える（平成20年11月20日（木））

講師 竹内 元氏（宮崎大学大学院教育学研究科准教授）

○場所 宮崎大学教育文化学部講義棟

○参加者数 120名



◇実施した団体名

NPO法人宮崎文化本舗

◇実施した企画事業

○名称

～子どもたちの未来のために～

映画「未来を写した子どもたち」上映会と講演会とディスカッション（意見交換会）

○期日・場所 平成20年12月7日（日） 宮崎キネマ館

○おもな内容

第一部：映画「未来を写した子どもたち」の上映

第二部：講演会 講師 杉本サクヨ氏（NPO法人宮崎国際ボランティアセンター理事長）

第三部：意見交換会

コーディネーター

井上 優氏（NPO法人宮崎文化本舗副理事）

パネリスト

松崎美和子氏（国際子ども支援団体“H&H”代表）

小村佳代子氏（【財】日本ユニセフ協会宮崎県支部）

杉本サクヨ氏

○参加者数 100名



◇実施した団体名

m20
同和問題にとりくむ宮崎県宗教教団連絡協議会

◇実施した企画事業

- 名称
映画「新・あつい壁」
上映会と監督 中山節夫氏の講演会の開催
- 期日・場所
平成20年10月16日(木)
宮崎市民文化ホール
- おもな内容
・映画の上映
・監督 中山節夫氏の講演会
- 参加者数 264名



◇実施した団体名

NPO法人ドロップインセンター
NPO法人チャイルドラインみやざき

◇実施した企画事業

- 名称
子育て支援者のためのファシリテーター養成講座
- 期日・場所
平成21年1月17日(土)・18日(日)
宮崎市民プラザ
- おもな内容
参加者が人権の大切さに気づき、一人ひとりの力を
尊重する社会づくりについて学ぶ講座の実施
講師：ちよんせいこ氏(人まちファシリテーション工房代表)
- 参加者数 54名(延べ人数)



◇実施した団体名

NPO法人障害者自立支援センターYAH!DOみやざき

◇実施した企画事業

- 名称
バステ・シェカ (Banchte Shekha) の活動・運動を聞く会
- 期日・場所
平成20年8月29日(金)
宮崎市中央公民館
- おもな内容
バングラディッシュで女性と障害者の自立運動を行っている
NGO「バステ・シェカ」スタッフ2名による講演会
講師：Omar Ansari Shourove (オマール・アンサリ・ショウロブ) 氏
Mina Mondal (ミナ・モンデル) 氏
- 参加者数 35名



私たちのくらしと人権

「いつも思う」 作：今野敏彦

いじめちゃいけないよ
わる口いつちゃいけないよ
仲間はずれにしちゃいけないよ
いつも思う
あの人がないといいなあ
などと思ったりする
心のなかで
だれかをさべつするきもちが
むくむくつとあたまをもたげる
かなしいけれど
これがほんとうのこと
いつも思う
わたしだって
いやなことしている
わたしだって
きらわれることしている
だったらわたしだって
さべつされると思うよ



今野敏彦編著「人権読本 じんけんの詩」(明石書店) より

「いじめちゃいけない」「悪口いつちゃいけない」「差別しちゃいけない」…そうですね。きっと、みんな知っていること。それなのに、一時の感情で人に冷たい言葉を投げつけたり、無視するような態度をとったりすること、あなたはありますか？あるいは、自分で気づかないままに人を傷つけてしまうこともあるかも知れませんね。「私はいつも人から一方的に傷つけられたり差別されたりしている」という人もいるかも知れません。

「人権」と聞くと、私たちは、「大事だけど、自分の暮らしとは遠く離れたむずかしいこと」と思う場合が多いようです。けれども、いじめや悪口や差別、セクハラやパワハラや虐待など様々な人権問題の多くは、私たちの日常生活と意外に近いところや、あるいは日常生活の中で起きています。今野さんの詩にあるように、「かなしいけれどこれがほんとうのこと」と言えます。

私たち一人ひとりの意識と行動が「自分の人権も、人の人権も守る」ものでなければ、平穏に見える毎日の暮らしも、いつ危ういものになるかも知れません。

「自分の人権も、人の人権も同様に守る」ためには、まず自分の意識や行動を見つめ直すことが必要ではないでしょうか。家族に対して、私は決めつけや思い込みをしていないか。自分の気持ちや都合ばかりを考えて相手の気持ちを無視していないだろうか。近所や地域の人に対してはどうだろうか。学校や職場やその他の活動の場ではどうだろうか…。

毎日のくらしの中で、一人ひとりが人間らしく幸せに生きる権利である「人権」について、少しずつでも考えていきませんか？

(参考) セクハラ：セクシュアル・ハラスメントの略

固定的な性別役割分担意識や男女差別意識などにより、相手を不快にさせる言動のこと

パワハラ：パワー・ハラスメントの略

職場などで職務権限を背景に、過剰な叱責や嫌がらせ・いじめなどを行うこと

虐待：児童虐待や高齢者虐待・配偶者虐待など、家庭内や施設などで、力関係の弱い者に対して身体的・精神的・経済的などの暴行を行うこと

研修用ビデオ貸出ベスト5

人権啓発センターライブラリーの中から、平成20年4月から12月の間で、研修用としてご利用の多かった作品を紹介します。

企業・一般の方に貸出が多い作品

順位	作品のタイトル
1	人権に向きあうための6つの素材
2	働きやすい職場をめざして
3	気付こう職場のセクシャル・ハラスメント
4	人権を行動する
5	人権感覚のアンテナって？

学校関係に貸出が多い作品

順位	作品のタイトル
1	いじめ14歳のメッセージ
2	夕映えのみち
3	いじめのサインを見のがすな
4	なくそう子どものネット悲劇
5	いじめの告白

企業・一般の方は、人権全般に関する作品、学校関係では、いじめに関する作品の貸し出しが多いようです。

人権啓発センターでは、上記の他にも、さまざまな人権啓発研修用ビデオを無料で貸し出しています。(送料のみ、利用者に負担していただきます。)

わたしたちの人権講座 (県民人権講座)

平成21年1月14日(水)に、都城市高崎町たちばな・ふるさと・ふれあい学園の皆様(29名)が当センターを研修視察に訪れ、「わたしたちの人権講座」を受講されました。



都城市高崎町たちばな・ふるさと・ふれあい学園の皆様

「わたしたちの人権講座(県民人権講座)」の申込は、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名位までです。時間は概ね60分程度ですが、内容により調整します。研修内容、その他の相談にも応じます。

※詳しくは、宮崎県人権啓発センター TEL (0985)32-4469まで、お尋ねください。



TO YOUR HEART



こどものころ ~ご飯も炊けてるよ~

私は幼い頃、宮崎市青島地区に住んでいました。両親と、2人の姉との5人家族でした。

昭和30年代のことですが、わが家は経済的にかなり苦しかったようです。家に井戸も風呂もなく、台所にはかまどだけ、冬の暖房は火鉢ひとつだったそうです。母は、県外出身で、結婚する前は大きな街でタイピストとして働き、休日にはクラシックコンサートを楽しむなど充実した独身生活を送っていたようでした。そんな母が、終戦後宮崎に来てからは、近所の井戸から水をもらっててんびん棒で運んでくるといった生活をするようになったのです。

母は、家計のために貝細工を作って売ることをはじめました。その当時、青島では貝細工を売る出店が参道にいくつも並んで観光客を迎えていたのです。桜貝や巻き貝など、いろいろな貝殻でつくった鶴や亀などの貝細工が、土産物としてよく売れていたそうです。

材料の貝殻は専門の業者さんから買うこともあったそうですが、桜貝などのこわれやすいものは、朝早く浜の波打ち際を歩いて、拾って集めていたそうです。

母は、そのように朝は貝殻を拾いに行き、昼はリヤカーを引いて青島で貝細工を売り、夜は遅くまで裸電球の下で貝細工を作っていました。

毎日母は働くことに必死でしたので、一番上の姉は、小学校1年生の頃から、かまどでご飯を炊くことなど、家の仕事を覚えさせられたそうです。今では、そんな小さな子どもがかまどでご飯を炊くなんて、考えられないことです。母は、その姉に「学校が終わったら、いつまでも遊んでいないで家に帰って、やかんにお湯を沸かして、ご飯を炊いておいてね。おかずはお母さんが帰ってから作るからね」と言っていたそうです。

でも、小さな頃から活発だった姉は、小学校3、4年生にもなると、学校のあと友達と夢中で遊んでいて、暗くなるまで帰らないことがしばしばあったそうです。もしかしたら姉は、母のいない家に帰って家事をすることがつらかったのかも知れません。

一番下の私はいつも一人で留守番をしていましたが、3才くらいになると、青島にいる母のところまで毎日夕方迎えに行くようになったそうです。家を出

て、土産物店のたちならぶ参拝道路を通り、青島へ渡る橋を通過して母の出店のところまで行くのは、幼い子どもにとってはかなりの距離だったのではと思いますが、毎日、トコトコと歩いて行ったそうです。

そんなある日、母が夕方の店じまいに取りかかる頃、いつものように私が迎えにやって来ました。母は私に「いらっしやい。店を片付けるからちょっと待っててね。姉ちゃんたちは、もう帰って来た？」と聞きました。私はこっくりとうなずいて、「うん、帰ってきてるよ。お湯わかしてあるよ。ご飯も炊けてるよ」と答えました。母はそれを聞いてほっとしました。「よかった…。ご飯が炊けてるなら、おかずは野菜でもさっと煮れば、すぐ夕飯にできるわ。今日は疲れてるから助かるわ」と思ったそうです。そして、リヤカーを引き、私と一緒に家路につきました。

ところが、家に着き一歩足を踏み入れたとたん、母は立ちすくみました。家の中は暗く、静まりかえっています。ご飯が炊けているどころか、かまどは冷えきって火も入っていません。

私のことばに安心して帰って来ただけに、母はがっくりとして、土間に座り込みたくなったそうです。

・・・この時のことは、私自身はまったく覚えていません。大人になってから、ふとした時に母が話してくれたのです。「ふ～ん。そんなことがあったの」という私に、母は「ほんとにあの時、家に帰った瞬間がっくりしたよ。でも、あとから思ったんだけど、あなたは、青島まで歩いて来る途中で、『家に姉ちゃん達が帰って電気をつけてくれてるといいのにな～。お湯わかして、ご飯も炊けてるといいのにな～』と、ずっと思っていたんだらうねえ。そう思いながら歩いているうちに、ほんとにそうなっていると思ひこんだんだらうね」と言って、静かに笑いました。

そんな母は今年89歳になります。私と二人で静かに暮らしています。先日、「ねえ、前に話してくれた、私が3つ位のときの話、まだ覚えてる？」と尋ねると、にっこり笑って、「覚えてるよ」と答えました。その時、私の心の中に、ひとつの情景が浮かびました。

夕暮れどきの観光地を、小さな子どもがひとり歩いていきます。その子の頭の中では、わが家には明かりがともし、姉たちがお湯をわかし、ご飯も炊いてくれています。「母ちゃんに話したら、きっと喜ぶだらうな」とその子どもは思っています。そうです、その子はきっと、ただ母の笑顔が見たかったのです。



宮崎県人権啓発センターのご案内

- ① **研修会の実施**
 - ・人権啓発指導者研修 ・地域人権セミナー
 - ・企業人権セミナー
- ② **研修会への講師の紹介及び派遣**
 - ・企業や民間団体等の研修会へ職員の派遣、外部講師の紹介
- ③ **人権に関する作品募集**
 - ・小、中、高校生から人権に関する作文や図画・ポスターを募集
- ④ **人権啓発情報誌及び資料の作成**
 - ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成
- ⑤ **マスメディアによる啓発**
 - ・人権啓発映画のテレビ放映や人権啓発CMの放送、新聞などによる広報
- ⑥ **夏休みふれあい映画祭の開催**
 - ・夏休み期間中に、親子で楽しめる人権啓発映画の映写会を開催
- ⑦ **ホームページでの情報提供**
 - ・研修やイベント、センターの事業内容などを紹介
- ⑧ **人権啓発ビデオ等の貸し出し**
 - ・ビデオテープや図書、機材等を無料で貸し出し
- ⑨ **人権に関する相談**
 - ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます 人権相談専用電話 (0985) 26-0238
- ⑩ **県民人権講座や子ども人権ビデオ上映会の開催**
 - ・研修視察等、随時、団体受付を行っています。
- ⑪ **団体情報登録制度 募集中**
 - ・県内の人権啓発に関する活動や人権問題に取り組んでいる民間団体やグループを対象とした団体に関する情報の登録制度です。
 - 団体情報登録のメリット**
 - ・研修室、メールボックスなどセンターの施設の利用
 - ・ホームページなどでの活動紹介
 - ・各種啓発事業や研修会等の案内や情報誌「じんけんの風」や啓発資料の配布など、情報の随時提供
 - ・交流会の開催など、団体相互の交流の支援
 - 登録について(登録は随時受付しております)**
 - ・所定の登録申込書に必要事項をご記入の上、活動内容のわかる資料を添付して、センターにご提出ください。

■図書・ビデオ等の貸出について

貸し出しの際には、あらかじめ貸出利用登録をお願いします。
登録の手続については、センターにお尋ね下さい。

◆貸出冊数及び貸出期間

- ① 図書 貸出冊数: 3冊以内 貸出期間: 14日以内
- ② ビデオ 貸出本数: 3本以内 貸出期間: 14日以内
- ③ 機材 貸出期間: 14日以内

(機材…16mmフィルム映写機、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◆ビデオについて

ライブラリー所蔵のビデオの種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申し込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。



編集後記

先日、ニュースで梅の開花の話題があったので、以前勤務していた小学校にも梅の木があったことを思い出し、久しぶりに訪れてみました。

ところが、私の記憶ちがいであったようで、校内には、桜の木と桃の木はありましたが、梅の木は見あたりませんでした。仕方なく、次は桜が満開の時に来ようと思いつきながら、学校を後にしました。

ちょうど、その頃は、卒業式のシーズンなので、満開の桜とともに、懐かしい子どもたちの晴れ姿も見てみたいと思いました。

(宮)



宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階(宮崎県人権同和对策課内)
TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。 <http://www.m-jinken.jp/>

※本紙では紙面の関係で、「特定非営利活動法人」を「NPO法人」と表記しておりますことを御了承ください。